

「生ごみば、入れん宣言袋」使用ルールについて

(市 民 用)

1. 目的

大川市の家庭から排出される燃やせるごみは、平成18年度11,000トンをピークに平成24年度は約9,100トンまで減少してきたところです。

ごみの自家処理推進のためには、市民のみなさまのごみ減量に対する更なる意識向上が必要となっております。

そこで、ごみ減量モデル事業（試行）として「生ごみば、入れん宣言袋」を作成し、生ごみを自家処理し、燃やせるごみに生ごみを出さない市民の方を対象に無料配付します。

これにより、多くの市民の方が生ごみリサイクル関心をもち、生ごみの自家処理に継続的に取り組んでいただくことで、ごみ減量につなげたいと考えております。

2. 配付対象者・配布枚数

生ごみを自家処理し、燃やせるごみに生ごみを出さない市民の方が対象です。

- ① ダンボールコンポスト・生ごみ処理機等で自家処理している市民
- ② 生ごみを直接、土に埋めるなどし、堆肥にリサイクルしている市民
- ③ 各世帯20枚（4か月分）4ヶ月後の再更新は可とする。

3. 使用者登録制度

「生ごみば、入れん宣言袋」は、登録制です。

「生ごみば、入れん宣言書」に「①住所、②氏名、③電話番号、④実践中の生ごみリサイクル方法」を記入し、提出してください。それを、受理後、個別の登録番号を付与します。

4. 使用ルール「生ごみば、入れん宣言袋」の使い方

5. 「生ごみば、入れん宣言袋」には、生ごみは入れられません。生ごみは必ず自家処理し、生ごみ以外の燃やせるごみ（汚れた紙くず、靴、長靴、汚れたプラスチック等）を入れてください。

- ① 燃やせるごみの日に出してください。
- ② 生ごみは、入れない。生ごみの混入が認められた時は収集しません。
- ③ 袋の所定欄に、個別の登録番号を記入してください。登録番号の記入がない場合は、収集しません。
- ④ 原則として、燃やせるごみの有料指定袋は使用しないでください。
- ⑤ 不正使用がわかった場合は、登録を抹消します。交付された袋は返却してください。
- ⑥ 生ごみリサイクルを途中で断念する場合は、交付された袋は返却してください。

お問い合わせ 大川市環境課 業務係 電話：87-6789